

租税特別措置等に係る政策評価（その3）

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及びその実現による寄与等）、有効性等（適用数、適用額、減収額、効果及び税収減を是認する理由等）、相当性（租税特別措置等によるべき妥当性等、他の支援措置や義務付け等との役割分担等）等の観点等から総合的に評価する。

2. 今回の評価結果等について

国土交通省政策評価基本計画（令和4年3月31日変更）に基づき、令和5年度税制改正要望にあたって、2件の事前評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添1、個別の評価結果は別添2のとおりである。

以上

評価を実施した租税特別措置等の一覧

	事前評価	ページ
(自動車局)		
1 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業投資促進税制)の延長	※	1
2 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の見直し及び延長	※	8

(注)他省庁主管の租税特別措置等については、末尾に※を示した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 36) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税 49)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるもの。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の3
5	担当部局	自動車局貨物課 自動車局旅客課 自動車局整備課 海事局内航課 海事局船舶産業課 総合政策局公共事業企画調整課 総合政策局物流政策課物流産業室 不動産・建設経済局建設市場整備課 港湾局港湾経済課 港湾局技術企画課技術監理室 観光庁参事官(旅行振興) 観光庁観光戦略課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車: 車両総重量8トン以上→3.5トン以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月末までの適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月末までの適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ

			<p>平成16年度 2年間の延長(平成18年3月末までの適用期間の延長) 対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長(平成20年3月末までの適用期間の延長)、 一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加)</p> <p>平成20年度 2年間の延長(平成22年3月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成22年度 2年間の延長(平成24年3月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成24年度 2年間の延長(平成26年3月末までの適用期間の延長) 器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定 工具及び検査工具の追加)</p> <p>平成26年度 3年間の延長(平成29年3月末までの適用期間の延長 上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充)</p> <p>平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長(平成 31年3月末までの適用期間の延長)</p> <p>令和元年度 2年間の延長 (令和3年3月末までの適用期間の延長)</p> <p>令和3年度 2年間の延長(令和5年3月末までの適用期間の延長)、 対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産 産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的で ある事業の用に供するものを除外。</p>
8	適用又は延長期間		令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間)
9	必要性 等	① 政策目的及 びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国土交通省関係の中小企業者が生産性向上のための投資をしやす い環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供 や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我 が国の経済活動の発展に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業 の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小 企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化 その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p>
		② 政策体系に おける政策 目的の位置 付け	<p>中小企業・地域経済 経営革新・創業促進</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022(令和4年6月7日) 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (1)人への投資と分配 (賃上げ・最低賃金)</p> <p>今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ 情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサブ ライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での 賃上げ機運の一層の拡大を図る。</p> <p>このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産 性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図る とともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜 本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業か らの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上 げを推進する。</p> <p>また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定 事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事</p>

			業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組むにつれ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 営業用トラック、内航船舶等の導入を促進する。</p> <p>【トラック】 ・営業用トラック全車種の新車登録台数が年度毎に対平成10年度比100%以上を達成、又は車両総重量3.5t超の営業用トラックの新車登録台数が年度毎に対平成10年度比100%以上を達成する。</p> <p>【内航船】 ・内航船舶の代替建造の促進 年間代替建造隻数を90隻以上</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>○実績 特別償却 令和元年度:25,591件 令和2年度:22,894件 令和3年度:22,894件</p> <p>税額控除 令和元年度:28,339件 令和2年度:26,166件 令和3年度:26,166件</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度は出展元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 特別償却 令和4年度:22,894件 令和5年度:22,894件 令和6年度:22,894件</p> <p>税額控除 令和4年度:26,166件 令和5年度:26,166件 令和6年度:26,166件</p> <p>※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和元年度から令和3年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.0%。今後、令和2年度</p>

		<p>と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。</p> <p><平均伸び率の算出(端数は四捨五入)> 令和元年 17.5% 令和2年 18.1%(前年比 0.7%ポイント) 令和3年 17.5%(前年比 -0.6%ポイント) 令和4年 16.2%(前年比 -0.1%ポイント) 平均 -0.0%ポイント</p>
	<p>②: 適用額</p>	<p>○実績 特別償却 令和元年度:2,338 億円 令和2年度:1,999 億円 令和3年度:1,999 億円</p> <p>税額控除 令和元年度:183 億円 令和2年度:163 億円 令和3年度:163 億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度は出展元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 特別償却 令和4年度:1,999 億円 令和5年度:1,999 億円 令和6年度:1,999 億円</p> <p>税額控除 令和4年度:163 億円 令和5年度:163 億円 令和6年度:163 億円</p> <p>※上記①適用数と同様に、令和2年度と同程度の実績を見込んで算出。</p>
	<p>③: 減収額</p>	<p>○実績 特別償却 令和元年度:367 億円 令和2年度:300 億円 令和3年度:300 億円</p> <p>税額控除 令和元年度:139 億円 令和2年度:163 億円 令和3年度:163 億円</p> <p>(出展)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基</p>

		<p>に試算した減収額(実績集計) ※令和3年度は適用額の出展元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 令和4年度:163億円 令和5年度:163億円 令和6年度:163億円</p> <p>※上記①適用数と同様に、令和2年度と同程度の実績を見込んで算出。</p>																														
	<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 【トラック】</p> <table border="1" data-bbox="595 763 1377 1473"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成10年度 (参考)</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用 トラック 単位:台</td> <td>52,850 (100.0)</td> <td>68,457 (129.9)</td> <td>66,993 (126.8)</td> <td>60,102 (113.7)</td> </tr> <tr> <td>全車種 単位:千台</td> <td>4,234 (100.0)</td> <td>3,206 (75.7)</td> <td>2,975 (70.3)</td> <td>2,685 (63.4)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用 トラック 単位:台</td> <td>62,446 (118.2)</td> <td>64,881 (122.8)</td> <td>67,411 (127.6)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全車種 単位:千台</td> <td>2,709 (64.0)</td> <td>2,733 (64.5)</td> <td>2,758 (65.1)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・全車種の新車登録台数は平成10年度と比較して大きく減少し、近年は横ばいで推移している一方で、車両総重3.5t超の営業用トラックの新車登録台数は対平成10年度比113.7%となっており、達成目標は実現している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置の効果もあり、令和3年度に営業用トラックは60,102台導入された。 仮に本租税特別措置が認められなかった場合、トラック運送事業者の太宗を占める中小事業者による効率的で生産性の高い新車トラックの導入の動きが著しく低減し、トラック運送分野の生産性が改善されず、政策目的を達成できない。</p>		平成10年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	営業用 トラック 単位:台	52,850 (100.0)	68,457 (129.9)	66,993 (126.8)	60,102 (113.7)	全車種 単位:千台	4,234 (100.0)	3,206 (75.7)	2,975 (70.3)	2,685 (63.4)		令和4年度	令和5年度	令和6年度		営業用 トラック 単位:台	62,446 (118.2)	64,881 (122.8)	67,411 (127.6)		全車種 単位:千台	2,709 (64.0)	2,733 (64.5)	2,758 (65.1)	
	平成10年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度																												
営業用 トラック 単位:台	52,850 (100.0)	68,457 (129.9)	66,993 (126.8)	60,102 (113.7)																												
全車種 単位:千台	4,234 (100.0)	3,206 (75.7)	2,975 (70.3)	2,685 (63.4)																												
	令和4年度	令和5年度	令和6年度																													
営業用 トラック 単位:台	62,446 (118.2)	64,881 (122.8)	67,411 (127.6)																													
全車種 単位:千台	2,709 (64.0)	2,733 (64.5)	2,758 (65.1)																													

			<p>【内航海運】</p> <table border="1" data-bbox="596 241 1370 371"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> <th>令和6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建造隻数 (隻)</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>74</td> <td>78</td> <td>78</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> <p>内航船舶の代替建造隻数 →代替建造隻数:年平均78隻(直近3カ年)となっている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置の効果もあり、直近3カ年平均で78隻代替建造された。</p> <p>仮に本租税特別措置が認められなかった場合、経営基盤の脆弱な中小企業が大宗を占める内航海運事業者が、老朽化した船舶を更新するなどの新たな投資を行う意欲を有していても、十分な資金を確保できないために、これに踏み切れず、政策目的を達成できない。</p>		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	建造隻数 (隻)	80	80	74	78	78	78
	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6											
建造隻数 (隻)	80	80	74	78	78	78											
		⑤ 租税減を是認する理由等	<p>【トラック】</p> <p>税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約6割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフローの増加)分の使途としては、約4割が新たな設備や人材育成等への再投資に回るとのアンケート結果がある。(トラック事業者の意識調査(トラック協会によるアンケート))</p> <p>【内航海運】</p> <p>内航海運業は、経営基盤の脆弱な中小企業が大宗を占め、老朽化した船舶を更新するなどの新たな投資を行う意欲を有していても、十分な資金を確保できないために、これに踏み切れない者が多い。このような状況の下、意欲ある中小企業の設備投資を後押しすることにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化が図られている。</p>														
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(内航船舶以外はリースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。</p>														

		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制があり、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の見直し及び延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 37) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税 50) 所得税:外
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金 3,000 万円超1億円以下の法人は 7%)が選択適用できる。
		《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長等する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9
5	担当部局	国土交通省自動車局整備課 国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課 国土交通省海事局内航課 国土交通省海事局船舶産業課 国土交通省港湾局港湾経済課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 4 年 8 月 分析対象期間: 令和元年度～令和 6 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 (平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設 (適用期間は平成 31 年 3 月末まで) 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 (適用期間は令和 3 年 3 月末まで) 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長

		(適用期間は令和5年3月末まで)
8	適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業者等に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標V 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標15 道路交通の安全性を確保・向上する 17 自動車の安全性を高める 政策目標IX 市場環境の整備、産業の生産向上性、消費者利益の保護 施策目標32 建設市場の整備を推進する に包含</p> <p>○中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号) (目的) 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日) 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (1)人への投資と分配 (賃上げ・最低賃金) 今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。 このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜</p>

		<p>本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。</p> <p>また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。</p> <p>(3)多極化・地域活性化の推進 (中堅・中小企業の活力向上)</p> <p>地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。</p>
	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。 本税制措置の延長後の期限である令和6年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>○実績 即時償却 令和元年度:17,325件 令和2年度:15,742件 令和3年度:15,742件</p> <p>税額控除 令和元年度:8,834件 令和2年度:7,337件 令和3年度:7,337件</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 即時償却 令和4年度:15,742件 令和5年度:15,742件</p>

		<p>令和 6 年度:15,742 件</p> <p>税額控除 令和 4 年度:7,337 件 令和 5 年度:7,337 件 令和 6 年度:7,337 件</p> <p>※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和元年度から令和 3 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.0%。今後、令和 2 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 ※令和 5 年度以降の見直し内容については、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。</p>
	②: 適用額	<p>○実績 即時償却 令和元年度:5,685 億円 令和 2 年度:4,742 億円 令和 3 年度:4,742 億円</p> <p>税額控除 令和元年度:139 億円 令和 2 年度:96 億円 令和 3 年度:96 億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 3 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 即時償却 令和 4 年度:4,742 億円 令和 5 年度:4,742 億円 令和 6 年度:4,742 億円</p> <p>税額控除 令和 4 年度:96 億円 令和 5 年度:96 億円 令和 6 年度:96 億円</p> <p>※上記①適用数と同様に、今後、令和 2 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。</p>
	③: 減収額	<p>○実績 特別償却 令和元年度:836 億円 令和 2 年度:672 億円 令和 3 年度:672 億円</p> <p>税額控除</p>

		<p>令和元年度:139 億円 令和 2 年度:96 億円 令和 3 年度:96 億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計) ※令和 3 年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 令和 4 年度:96 億円 令和 5 年度:96 億円 令和 6 年度:96 億円</p> <p>※上記①適用数と同様に、今後、令和 2 年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。</p>																																																			
	<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症の影響により設備投資が令和 2 年度に大きく減少。令和 3 年度もほぼ横ばいであり、今後も、円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、先行きが不透明な状況であり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。</p> <p>(兆円)</p> <p style="text-align: center;">設備投資額の推移 (年間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>大企業 (兆円)</th> <th>中小企業 (兆円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2006</td><td>36.5</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2007</td><td>39.0</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>2008</td><td>36.5</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2009</td><td>25.0</td><td>9.1</td></tr> <tr><td>2010</td><td>25.0</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>2011</td><td>25.0</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>2012</td><td>25.0</td><td>9.2</td></tr> <tr><td>2013</td><td>25.0</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>2014</td><td>26.0</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>2015</td><td>28.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2016</td><td>29.0</td><td>11.3</td></tr> <tr><td>2017</td><td>30.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2018</td><td>32.0</td><td>11.2</td></tr> <tr><td>2019</td><td>34.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2020</td><td>33.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2021</td><td>30.0</td><td>10.8</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：財務省「法人企業統計調査年報」 (注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>	年	大企業 (兆円)	中小企業 (兆円)	2006	36.5	12.9	2007	39.0	14.3	2008	36.5	12.9	2009	25.0	9.1	2010	25.0	9.6	2011	25.0	9.4	2012	25.0	9.2	2013	25.0	9.0	2014	26.0	9.8	2015	28.0	10.7	2016	29.0	11.3	2017	30.0	11.4	2018	32.0	11.2	2019	34.0	11.4	2020	33.0	10.7	2021	30.0	10.8
年	大企業 (兆円)	中小企業 (兆円)																																																			
2006	36.5	12.9																																																			
2007	39.0	14.3																																																			
2008	36.5	12.9																																																			
2009	25.0	9.1																																																			
2010	25.0	9.6																																																			
2011	25.0	9.4																																																			
2012	25.0	9.2																																																			
2013	25.0	9.0																																																			
2014	26.0	9.8																																																			
2015	28.0	10.7																																																			
2016	29.0	11.3																																																			
2017	30.0	11.4																																																			
2018	32.0	11.2																																																			
2019	34.0	11.4																																																			
2020	33.0	10.7																																																			
2021	30.0	10.8																																																			
	<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p>	<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>																																																			

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。</p> <p>なお、いずれの措置においても、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できることとされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月	